

特定施設 たいら
重要事項説明書

令和 年 月 日
_____様

社会福祉法人 芙蓉福社会
特定施設 たいら

b 重要事項説明書 ((介護予防) 特定施設入居者生活介護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定特定施設入居者生活介護サービス（指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス）を提供する事業者

事業主体の名称	社会福祉法人 芙蓉福祉会	
事業主体の代表者の氏名及び職名	理事長 的場 定	
事業主体（法人）の主たる事務所の所在地 （連絡先及び電話番号等）	事業主体（法人）の主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西淀川区福町二丁目 11 番地 7
	電話番号	06-4808-2400
	F A X 番号	06-4808-8608
	ホームページアドレス	あり http://www.fuyoufukusikai.com/
事業主体の設立年月日	昭和 60 年 4 月 23 日	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	特定施設 たいら
介護保険指定事業所番号	2771002843
事業所所在地	大阪府大阪市西淀川区福町二丁目 11 番地 7
連絡先相談担当者名	管理者 八木 政徳
利用定員	80 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人芙蓉福祉会が設置する【特定施設たいら】において実施する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者（以下「指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とします。</p>
運営の方針	<p>1 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。</p> <p>指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。</p> <p>2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。</p> <p>3 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。</p> <p>4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得</p>

	<p>ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。</p> <p>5 事業の実施に当たっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。</p> <p>6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)に定める内容を遵守し、事業を実施します。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 八木 政徳	
職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	常 勤 1名
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。	常 勤 1名
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。	常 勤 1名
看護職員	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。	常 勤 2名
介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	常 勤 11名
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	非常勤 1名
事務職員	必要な事務を行う。	常 勤 1名

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) サービス内容

サービス区分と種類	内容
(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画の作成	<p><特定施設入居者生活介護></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画を作成します。 2 (介護予防) 特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 (介護予防) 特定施設入居者生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
食事	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。

入浴	保清（週2回、含む清拭）について介護サービス計画に基づき、必要な援助を行います。
排せつ	介護サービス計画に基づき、必要な援助を行います。
離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	1 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 2 生活リズムを考え、希望があれば毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 3 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
機能訓練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。
健康管理	1 看護職員により入居者の状況に応じて適切な措置を講じます。 2 外部の医療機関に通院する場合は、連携が図れるよう出来る限り配慮します。
レクリエーション等	介護サービス計画に基づき実施します。
相談及び援助	入居者とその家族からの相談に応じます。

(2) (介護予防) 特定施設入居者生活介護従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ④ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(1) (介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用料

区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担		備考	
			1割負担	2割負担		
（介護予防） 特定施設入居者生活介護	要支援 1	183 単位	1,961 円	197 円	393 円	
	要支援 2	313 単位	3,355 円	336 円	671 円	
	要介護 1	542 単位	5,810 円	581 円	1,162 円	
	要介護 2	609 単位	6,528 円	653 円	1,306 円	
	要介護 3	679 単位	7,278 円	728 円	1,456 円	
	要介護 4	744 単位	7,975 円	798 円	1,595 円	
	要介護 5	813 単位	8,715 円	872 円	1,743 円	

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	利用料	利用者負担額	加算の要件・算定回数等
		1割負担 (2割負担)	
① ADL 維持等加算 I (1月あたり30単位)	321 円	33 円 (65 円)	①利用者等の総数が10名以上であること。 ②利用者等全員について利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において、Barthel Index を適切に評価できるものが ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省 (LIFE) に提出している。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除し、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値について、利用者等から調整済 ADL 利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が1以上であること。

②	ADL 維持等加算Ⅱ (1月あたり60単位)	643 円	65 円 (129 円)	①ADL 維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たしている。 ②評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が3以上である。
③	入居継続支援加算Ⅰ (1日あたり36単位)	385 円	39 円 (77 円)	次の①または②のいずれかを満たし、③及び④の要件を満たす。 ①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げるたんの吸引等を必要とする者の占める割合が、利用者の15%以上である。 ②社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げるたんの吸引等を必要とする者及び要件の定める状態に該当する者の割合が利用者の15%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ③介護福祉士の数が常勤換算方法で利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上である。 ④人員基準欠如に該当していない。
④	入居継続支援加算Ⅱ (1日あたり22単位)	235 円	24 円 (47 円)	入居継続支援加算Ⅰの①または②のいずれかを満たし、③及び④の要件を満たす。 ※ただし、①または②に掲げる割合は、それぞれ5%以上～15%未満であること。
⑤	生活機能向上連携加算Ⅰ (1月あたり100単位)	1,072 円	108 円 (215 円)	次の要件を満たす。 ・訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言に基づき、弊施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ※3月に1回を限度とする
⑥	生活機能向上連携加算Ⅱ (1月あたり200単位)	2,144 円	215 円 (429 円)	次の要件を満たす。 ・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が弊施設を訪問し、弊施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している。 ・個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ※生活機能向上連携加算(Ⅰ)との併算定はしない。
⑦	個別機能訓練加算Ⅰ (1日あたり12単位)	128 円	13 円 (26 円)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている。
⑧	個別機能訓練加算Ⅱ (1月あたり20単位)	214 円	22 円 (43 円)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定しているかつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
⑨	夜間看護体制加算Ⅰ (1日あたり18単位)	192 円	20 円 (39 円)	次の要件を満たす。 ①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。 ②夜勤または宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている。
⑩	夜間看護体制加算Ⅱ (1日あたり9単位)	96 円	10 円 (20 円)	次の要件を満たす。 ・夜間看護体制加算Ⅰの①及び③を満たす。 ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保している。

⑪	若年性認知症入居者受入加算 (1日あたり120単位)	1,286円	129円 (258円)	受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別に担当者を設けている。
⑫	科学的介護推進体制加算 (1月あたり40単位)	428円	43円 (86円)	次の要件を満たす。 ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省(LIFE)に少なくとも3月に1回提出している。 ・その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施している。
⑬	協力医療機関連携加算 (1月あたり100単位)	1,072円	108円 (215円)	弊施設の協力医療機関が次の要件を満たす。 ・入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ・高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
⑭	協力医療機関連携加算 (1月あたり40単位)	428円	43円 (86円)	上記以外の協力医療機関と連携している場合。
⑮	退居時情報提供加算 (1回あたり250単位)	2,680円	268円 (536円)	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定。
⑯	退院・退所時連携加算 (1日あたり30単位)	321円	33円	病院等の医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合。(入所後30日まで)
⑰	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ (1月あたり10単位)	107円	11円 (22円)	次の要件を満たす。 ・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保すること。 ・協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
⑱	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ (1月あたり5単位)	53円	6円 (11円)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
⑲	新興感染症等施設療養費 (1日あたり240単位)	2,572円	258円 (515円)	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切に感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に算定。1月に1回、連続して5日までの算定。
⑳	生産性向上推進体制加算Ⅰ (1月あたり100単位)	1,072円	108円 (215円)	次の要件を満たす。 ・生産性向上体制加算Ⅱの要件を満たし、そのデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
㉑	生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月あたり10単位)	107円	11円 (22円)	次の要件を満たす。 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
㉒	看取り介護加算Ⅰ (死亡日から遡って起算)	771円	78円	(1) 死亡日以前45日前～31日前
		1,543円	155円	(2) 死亡日以前30日前～4日前
		7,289円	729円	(3) 死亡日の前日及び前々日
		13,721円	1,373円	(4) 死亡日
㉓	看取り介護加算Ⅱ (死亡日から遡って起算)	6,131円	614円	看取り介護加算(Ⅰ)の要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置している。
		6,903円	691円	
		12,649円	1,265円	
		19,081円	1,909円	

②④	認知症専門ケア加算Ⅰ (1日あたり3単位)	32円	4円 (7円)	次の要件を満たす。 ・施設における利用者の総数のうち日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
②⑤	認知症専門ケア加算Ⅱ (1日あたり4単位)	42円	5円 (9円)	次の要件を満たす。 ・加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合する。 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している。 ・当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。
②⑥	サービス提供体制強化加算Ⅰ (1日あたり22単位)	235円	24円 (47円)	介護職員の総数に対して、次のいずれかの要件を満たす。 ・介護福祉士が70%以上である。 ・勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である。
②⑦	サービス提供体制強化加算Ⅱ (1日あたり18単位)	192円	20円 (39円)	介護職員の総数に対して、介護福祉士が60%以上である。
②⑧	サービス提供体制強化加算Ⅲ (1日あたり6単位)	64円	7円 (13円)	介護職員の総数に対して、次のいずれかの要件を満たす。 ・介護福祉士が50%以上である。 ・常勤職員が75%以上である。 ・勤続7年以上が30%以上である。
②⑨	介護職員処遇改善加算Ⅰ (利用単位数の8.2%)	/	/	当該加算の算定要件を満たす場合(1月につき)
③⑩	介護職員処遇改善加算Ⅱ (利用単位数の6.0%)			
③⑪	介護職員処遇改善加算Ⅲ (利用単位数の3.3%)			
③⑫	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (利用単位数の1.8%)			
③⑬	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (利用単位数の1.2%)			
③⑭	介護職員等ベースアップ等支援加算 (利用案異数の1.5%)			「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえた令和4年10月以降について臨時的報酬改定。

※ 地域区分別の単価(2級地 10.72円)を含んでいます。

※ 特定施設たいらでは上記加算のうち⑩、⑪、⑫、⑬、⑮、⑯、⑰、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜を算定しております。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算の単位数、利用料、利用者負担額はたいらで勤務する介護職員の人数によって変動します。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)、介護職員等ベースアップ等支援加算は令和6年5月31日をもって廃止となり、令和6年6月1日より下記加算となります。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定単位数×12.8%	当該加算の算定要件を満たす場合(1月につき)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	算定単位数×12.2%	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	算定単位数×11.0%	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	算定単位数×8.8%	
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	現行の加算状況に基づく加算率	

4 その他費用について

そ の 他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品や理美容の利用料など)や通院時に発生した費用(医療費、職員による送迎があった場合は、その交通費)について、実費で費用をいただきます。おむつ代や食事のトロミ代等もこれに含まれます。また、養護老人ホームの費用徴収金は上記費用とは別途発生致します。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法及び改定について

①利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は利用明細を添え、利用月の翌月末日までに利用者あてにお届け(郵送)します。</p> <p>ウ 利用者の収入状況によって介護サービス利用者負担加算が適応される場合があります。</p>
②利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求書の内容をご確認頂いた上、請求月の翌月5日までに、現金によりお支払い下さい。</p> <p>イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>
③利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の改定方法等	<p>ア 介護報酬改定により改定が行われます。</p> <p>イ 消費者物価指数、雇用情勢、消費税率を含むその他の経済事情の変動により料金が不相応になった場合に事業者、利用者間で協議の上改定する場合があります。</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る計画作成担当者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「特定施設入居者生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 八木 政徳
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行い必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する緊急連絡先に連絡します。ただし、医療を必要とする場合においても、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記協力医療機関での診療・入院を義務づけるものでもありません。

<p>【家族等緊急連絡先】</p>	<p>氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先</p>	<p>続柄</p>
<p>【主治医】</p>	<p>医療機関名 氏 名 電話番号</p>	

【協力医療機関】	○医療機関名 医療法人愛仁会 千船病院 所在地 大阪市西淀川区福町3丁目2番39号 電話番号 06-6471-9541 ○医療機関名 社会福祉法人大阪暁明館 大阪暁明館病院 所在地 大阪市此花区西九条5丁目4番8号 電話番号 06-6462-0261
【協力歯科医療機関】	○医療機関名 医療法人宏和会 ユキ歯科 所在地 大阪市西成区千本南1丁目3番2号 電話番号 06-6661-5577

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（介護予防）指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、措置区担当者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 []	□所在地 大阪市西淀川区御幣島1-2-10 電話番号 06-6478-9859 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)
----------------------	-----------------------------------------------------------------------

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険
補償の概要	業務遂行中、または遂行の結果あるいは施設の所有、使用若しくは管理に起因する法律上の損害賠償責任への補償

13 心身の状況の把握

（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、計画作成担当者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 サービス提供の記録

- ① 特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧希望時は、館内での閲覧のみとし複写・電子機器での撮影、及び館外への持ち出しはできません。
- ③ 閲覧については窓口の営業時間内に限ります。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者 職・氏名：（ 管理者・八木 政徳 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年3回 6月・10月・3月）

【消防機関】	名称 西淀川消防署 所在地 大阪市西淀川区御幣島1丁目10番20号 電話番号 06-6472-0119
【警察機関】	名称 西淀川警察署 所在地 大阪市西淀川区千船2丁目6番24号 電話番号 06-6474-1234

16 衛生管理等

- ① (介護予防) 特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② (介護予防) 特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ (介護予防) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 (介護予防) 特定施設入居者生活介護サービス内容の見積もりについて

提供予定の特定施設入居者生活介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) 1 か月(30日) 当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合))の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

18 預り金、貴重品管理について

(介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用者が自ら金銭等を管理することが困難である場合、利用者本人又は家族(成年後見人等を含む)から「金品等の保管および管理に関する依頼書」による依頼ができます。その場合は入所者所持金等管理規定に基づいて、事業所により金銭等を管理致します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。

- ・管理者は、職員等に事実関係の確認を行います。
- ・相談担当者は管理者とともに検討し対応を決定します。
- ・必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、必ず利用者へ対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 特定施設・1階受付窓口</p>	<p>所在地 大阪市西淀川区福町2丁目11-7 電話番号 06-4808-2963 ファックス番号 06-4808-8608 受付時間 9:00~18:00</p>
<p>【大阪市の窓口】 大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課</p>	<p>所在地 大阪府中央区船場中央3-1-7-331 (船場センタービル7号館3階) 電話番号 06-6241-6310 ファックス番号 06-6241-6608 受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【市町村(保険者)の窓口】 【西淀川区 介護保険課】</p>	<p>所在地 大阪市西淀川区御幣島1丁目2-10 電話番号 06-6478-9859 受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 大阪府中央区常盤1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)</p>

